

福島県防災会議原子力防災部会（書面開催）結果

No.	委員名	項目	意見	事務局対応
1	(公財) 原子力安全研究協会 片桐 裕実	第2章第12節 第9の2 物資の備蓄に係る整備 [危機管理総室]	危機管理総室の役割として市町村での不足が予想される物資の備蓄について記述されているが、備蓄に加えて災害時のこれら物資の搬送手段に関する検討しておくことが必要と思われることから、この事が読めるような表現とすべきではないか？	平時における輸送体制等の整備については、本計画第2章第14節「緊急輸送活動体制の整備」に定めております。 また、本計画に定めるもの以外の必要な対策については、福島県地域防災計画（一般災害対策編）に定めており、本計画はこれに準拠することとしております。
2		第3章第7節 第3の2 屋内退避	指針では、屋内退避の期間においても、生活の維持に最低限必要な一時的な外出（物資の調達、家屋の維持、緊急の通院、動物の世話等）は可能とされています。地域防災計画にどこまで記述するかの検討は必要と思われるが、長期に亘って屋内退避を求め続けるのは現実的でないと思われる事から、なお書きとして、一時的な外出が可能である旨を記述してはどうか？	御意見を踏まえ、原子力災害対策指針の記載を基に、以下のとおり修正します。 関係市町村は、屋内退避を決定したときは、屋外にいる住民等に対して、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。 なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避中にも実施できるものとする。
3	(株)社会安全研究所 首藤 由紀	第3章第3節 第2の2(2) 総括班	「受援連携ユニット」の役割となっていた「災害マネジメントに係る市町村への応援職員のニーズ把握...」の記載が、修正後は完全に削除されていることがあります。県災対本部事務運営要綱の修正を反映されたとのことなので、同運営要綱からも削除されていると検討しますが、この「災害マネジメントに係る応援職員」は、総務省応急対策職員派遣制度に基づく災害マネジメント総括支援員（GADM）に相当すると思われ、災害直後の混乱期に適切に受け入れることは、災害応急対策上、非常に重要です。今はニーズ（要請）がなくともブッシュ型で派遣されるようになってはいますが、それでも県が適切に情報収集・伝達や調整を行うことが望ましいと思いますので、その役割を担う担当を事前に決めておくことは必要ではないでしょうか。	応急対策職員派遣制度に係る調整等については、同表「1 国及び他都道府県に対する応援要請に関すること（物資班に係るものと除く。）」に内包されるものと考え、記載を削除したものです。 したがって、当該業務は引き続き、受援連携ユニットで所掌することとなります。
4	いわき市長 内田 広之	第1章第8節 第10 指定公共機関及び指定 地方公共機関	「東日本旅客鉄道(株)仙台支社福島支部」について、仙台支社は「東北本部」となっています。※通報連絡系統図も同じ	御意見のとおり修正します。
5		第2章第12節 第9の2 物資の備蓄に係る整備 [危機管理総室]	衛星促進のための入浴設備 ⇒ 衛生促進のための入浴設備	御意見のとおり修正します。
6	福島県市長会長 立谷 秀清	第2章第12節 第9の2 物資の備蓄に係る整備 [危機管理総室]	以下の点について、修正願います。 2. 物資の備蓄に係る整備 「～毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、～必要な物資の備蓄に努めるものとし、～（略）～年に1回、広く県民に公表するものとする。」	「洗濯設備」、「大人用おむつ」及び「県民」の文言については、御意見のとおり修正します。 なお、「必要な物資の備蓄に努めるものとし、」の文言については、防災基本計画の見直しに準じて原案のとおりとします。
7	福島第一原子力規制事務所 宮本 英樹	第1章第7節 第2の1 PAZに係る防護措置	以下の部分を修正したほうが良いかと思います。 ・新旧対照表 P-5 6行目 施設敷地緊急事態要避難者に 対して 避難を即時に実施する。 ↓ 施設敷地緊急事態要避難者 を対象として 避難を即時に実施する。 理由：用語の適正化。指針及び後述の表現と合わせる。	御意見のとおり修正します。